

中国産冷凍ほうれんそうの輸入自粛解除について

中国産冷凍ほうれんそうについては、一昨年我が国の残留農薬基準（クロルピリホス：有機りん系殺虫剤）の違反事例が相次いだことから、輸入業者に対して輸入の自粛を指導し、輸入が事実上停止されました。

昨年2月、中国側の再発防止対策を踏まえ輸入自粛を解除したところですが、同年5月、輸入自粛解除後に輸出された冷凍ほうれんそうから残留農薬基準違反が複数認められたため、輸入自粛を指導し、再度輸入が事実上停止されました。

本年2月、中国政府から新たな再発防止対策の下に登録された27の加工工場で製造された冷凍ほうれんそうに限定して、輸出を再開したいとの提案があったことから、本年3月下旬に厚生労働省の職員が訪中し、現地調査を行いました。

その際の指摘事項についてこの程確認がとれたので、本日から、新たな対策が講じられた平成15年11月以降に収穫・加工された冷凍ほうれんそうについて、輸入自粛を解除することとしたのでお知らせします。

(参考 1)

1. これまでの経緯

(平成14年)

- 3月16日：民間団体が中国産の冷凍ほうれんそうから基準値を超えるクロルピリホスを検出したとの報道
- 3月20日：検疫所における検査開始

この間クロルピリホスの違反が多数確認されたため検査強化

- 7月10日：輸入業者に対し、輸入自粛の指導
- 8月7日：「食品衛生法の一部を改正する法律」（包括的輸入禁止規定）の公布

(平成15年)

- 2月17～18日：現地調査実施
- 2月26日：冷凍ほうれんそうの輸入自粛を解除
- 5月20日：自粛解除後に輸入された製品から2件の違反が確定
2回目の輸入自粛指導
- 6月24日：局長級協議（東京）
- 11月4日：局長級協議（東京）

(平成16年)

- 2月12日：局長級協議（東京）
- 3月29～4月3日：現地調査実施

2. 中国側における新たな再発防止対策の概要

- (1) 冷凍ほうれんそう加工企業が直接管理し、適切な農薬使用・管理が実施されているほ場から収穫されたほうれんそうだけを原料とする。
- (2) ほうれんそうの収穫から最終製品に至るまで追跡を可能とする制度の導入。
- (3) 冷凍ほうれんそう加工企業は、自社の農薬検査施設の設置を義務づけるとともに、収穫前、加工時及び最終製品出荷時の3段階でクロルピリホスを含め農薬の自主検査を実施する。
(注1) 日本向けほうれんそうに対するクロルピリホスの使用は平成14年8月に禁止されている。
(注2) 中国政府検疫局は、ほうれんそう加工企業が実施した3段階の農薬の検査結果を確認した後、輸出検査証明書用の農薬検査の検体のサンプリングを行い、検査を実施する。

3. 輸入自粛解除条件の概要

- (1) 今後輸入される冷凍ほうれんそうは、中国側の新たな再発防止対策が確立した平成15年11月1日以降に27加工工場が直接管理するほ場で収穫・加工された製品に限る。
- (2) 輸入者に対して、適切に農薬管理が実施されていることを輸入のつど確認するため、当該ほうれんそうの収穫年月日、ほ場名、ほ場番号、加工工場で実施された農薬の検査結果等の書類の提出を求める。
- (3) 輸入時に、従来どおり、1ロットにつき16検体を対象としてクロルピリホスに関する食品衛生法に基づく命令検査を実施する。

(参考2) 中国産冷凍ほうれんそうの輸入実績

年次	届出件数	届出重量 (トン)	違反件数	違反重量 (トン)
14	1713	22568	45	620
15	193	4477	4	104
16	0	0	0	0

注：14年次は、確定値。15及び16年次は、速報値